平成２９年（フ）第１５９号
奈良市神殿町154番地の１　シャトー神殿Ｃ―201号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１８２号
奈良市尼辻北町９番45―103号
債務者　酒井　直樹
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２３５号
熊本県菊池市泗水町吉富3215番地119　スライブ弐番館　207号、前住所長崎県諫早市泉町27番33号　Ｋビル201号
債務者　小川　敏子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４１号
熊本市北区麻生田１丁目１番５号
債務者　池田　譲史
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
鹿児島県薩摩川内市網津町5022番地
債務者　内村　政義
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
鹿児島県出水市高尾野町下水流2208番地１
債務者　浪江　弘行
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第４６８号
神戸市長田区大道通４丁目102番地の１メルヘンハイツ502号
債務者　ＢＡＲ　ＯＢＯＬＥＲＯこと　山下　佑一
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１号
鳥取県鳥取市滝山547番地の20、旧住所東京都世田谷区代田５丁目13番３号
債務者　池本　卓矢
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１７号
佐賀県多久市東多久町大字納所3462番地
債務者　榔野　順子
1　決定年月日時　平成29年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５４号
北海道小樽市銭函１丁目28番８号、前住所札幌市西区西野４条５丁目２番５号　エストラージュ西野弐番館202号
債務者　渡邊　　淳
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１０４号
福井市獺ケ口町第７号13番地、旧住所東京都府中市晴見町１丁目５番地　府中晴見町アパート１―105
債務者　重信　友美
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２号
福井市福新町2007番地　福団地Ａ棟205号室
債務者　小林　圭佑
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
福井県鯖江市寺中町第33号５番地
債務者　田中　善博
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
福井市西谷町第２号１番地26
債務者　小林　弓子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６号
長野県飯田市鼎下山1391番地１
債務者　金田　　正
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第６８号
山口県下関市豊田町大字殿敷1606番地１　市営高熊住宅　74号
債務者　谷村　安子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
熊本県八代市植柳上町294番地１（102）
債務者　三浦　智生
1　決定年月日時　平成29年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
熊本地方裁判所八代支部